

令和7年度 第2回 国土交通省大阪航空局 入札監視委員会

審 議 概 要

開催日及び場所	令和7年12月11日(木) 大阪航空局 B・C会議室	
委員	委員長 竹林 幹雄 (神戸大学大学院教授) 委員 増田 達也 (大阪工業大学客員教授) 委員 定岡 由紀子 (弁護士)	
審議対象期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日	
審議概要	<p>1. 報告</p> <p>2. 抽出案件</p> <p>総件数 3件</p>	
	(1) 工 事	一般競争 (総合評価落札方式) 1件
	(2) 建設コンサルタント業務等	随意契約 (最低価格落札方式) 1件
	(3) 役務の提供及び物品の製造等	一般競争 (最低価格落札方式) 1件
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する大阪航空局の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	抽出した3案件について、参加条件の設定、資格の特定等について審議し、問題無いと判断した。	

審議概要（別紙）

2. 抽出案件

意見・質問（委員）	回答（大阪航空局）
<p>（工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 標準点は要件を満たせば全ての者に与えられることになるのでしょうか。</li> <li>○ 施工計画の評価は、入札後に行うものでしょうか。</li> <li>○ 施工体制が不十分なため落札できないということもあるのでしょうか。</li> <li>○ 品質に影響はないのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガイドライン上付与することになっているものです。価格との兼ね合いで点数として差を表すために必要となります。</li> <li>○ 予定価格を下回っていることを確認したうえで、当該金額により適正に施工を行い品質が確保できるかを確認しています。</li> <li>○ ありません。技術提案としては点数が低くなり、価格と技術での競争としては不利になります。</li> <li>○ 点数としては各15点の配点となっていますが、内容の確認は詳細に行っていますので問題ないと考えます。</li> </ul>
<p>（建設コンサルタント業務等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初入札不調となった理由としては、場所が多いことの煩雑さや、それを考慮した場合の利益があまり見込めないということがあるのでしょうか。</li> <li>○ 設計対象の建物自体や太陽光発電設備に空港に特化した特殊性はあるのでしょうか。</li> <li>○ 500社以上にヒアリングしているということは、特殊な内容ではなく、どのような事業者でも実施できる内容ということでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初1者が応募したものの入札段階で辞退となっており、その事業者については、技術者の配置ができないということでした。現地調査は各現場1回のみのため、場所が多いことの煩雑さはないと考えております。</li> <li>○ 老朽化対策は、一般的な内容であり、太陽光発電設備についても、送電先は照明器具等の一般用電源であるため、空港や航空局施設に特化した特殊性はありません。</li> <li>○ そのとおりです。</li> </ul>

意見・質問（委員）	回答（大阪航空局）
<p>○ 複数の空港をまとめて発注していますが、分けて実施することはできないのでしょうか。</p> <p>○ 最終的に見積徴収は2者ということになっていますが、一般競争入札も含め、何か参加者を増やすための対策は行われているのでしょうか。</p> <p>（役務の提供及び物品の製造等）</p> <p>○ ロータリージョイントの交換周期はどのくらいでしょうか。</p> <p>○ メーカーが製造した物をメーカーから購入していますが、このような場合でも一般競争にしなければならないのでしょうか。</p> <p>（全案件を通して）          &lt;意見&gt;物価上昇により民間の工事単価が上がっており、公共工事には参加者が少なくなっています。大阪航空局だけではなく、他の官庁でも同様の状況となっており、金額の乖離が参加を遠ざける要因となっていると思われるので、考えていく必要があると思われます。</p>	<p>○ 空港で分けた場合、建物1棟のみの設計となってしまい、規模が小さくなるため、事業者の参加も見込まれなくなります。地域でまとめたとしても規模は小さく、業務としての手間は同じなので、まとめて発注しています。</p> <p>○ 希望者に情報を配信する「お知らせサービス」を紹介するなど、事業者に公告を見てもらえるような案内をしています。</p> <p>○ 第1回委員会で紹介しているとおおり、発注時期の前倒し、発注情報の発注時期を四半期毎から毎月へ変更、積算額の公表等の取り組みを行っており、効果を期待するところです。</p> <p>○ 24時間駆動している場合は3年です。駆動機構と方位信号発生器は5年周期となっています。駆動機構と方位信号発生器は2対になっており、1対が故障してももう1対の機器で駆動するようになっており、5年周期で交換となります。</p> <p>○ 一般競争に付すことが原則となっています。他に参加する事業者としては、メーカーの代理店が考えられます。</p>